

熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）第14条第1項第1号及び第4号に規定する漁業について、次のように指定する。

令和2年（2020年）12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に指定する継続の許可の対象とする漁業
 - ・ 中型まき網漁業
 - ・ 小型まき網漁業
 - ・ 小型機船底びき網漁業
 - ・ 機船船びき網漁業
 - ・ 潜水器漁業

- 2 規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に指定する承継の許可の対象とする漁業
 - ・ 中型まき網漁業
 - ・ 小型まき網漁業
 - ・ 小型機船底びき網漁業
 - ・ 機船船びき網漁業
 - ・ 吾智網漁業
 - ・ 流し網漁業
 - ・ げんしき網漁業
 - ・ 固定式刺し網漁業
 - ・ 囲い刺し網漁業
 - ・ 三角網漁業
 - ・ 敷き網漁業
 - ・ すくい網漁業
 - ・ まち網漁業
 - ・ からつりなわ漁業
 - ・ しいらづけ漁業
 - ・ 柴漬け漁業
 - ・ たこつば漁業
 - ・ 筒漁業
 - ・ かご漁業

(参考)

- 継続許可・・・知事が継続を認める漁業として指定した漁業の許可を受けた者が、従来受有している許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請した場合、継続して許可を受けることができるもの。
- 承継許可・・・許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受けた場合等以外の事由により、当該船舶を使用する権利を取得して、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請した場合、許可を承継できるもの。